

(令和5年2月発行)

令和5年度

練馬区立学童クラブ入会のしおり



※ 学童クラブ在籍中は、この「入会のしおり」を、ご家庭内ですぐに見られる場所に保管してください。

※ 学童クラブの運営についてご不明な点がありましたら、支援員にお気軽にお声かけください。

練馬区立 ○○○○学童

電話 (○○○○) - ○○○○

目次

学童クラブについて	P1
学童クラブの一日の流れ	
学童クラブの概要	P2
1 入会対象となる児童	
2 保育日・保育時間	
3 保育料	
4 入会申請内容に変更があった場合	
学童クラブの生活	P3
1 学童クラブに入会する前に準備することは？	
2 学童クラブを欠席、早退するときは？	
3 保護者と支援員とのコミュニケーションは？	
4 学童クラブの行き帰りは？	
5 給食のないときは？	
6 ケガをしたり具合が悪くなったりしたときは？	
学童クラブの安全管理	P5
1 災害時には？	
2 災害・防犯に関する緊急連絡は？	
3 学校感染症にかかったときは？	
4 アレルギー・既往症・持病について	
5 個人情報の管理について	
6 ねりまキッズ安心メールをご利用できます	
練馬区立学童クラブにおける保険制度等について	P7
練馬区学童クラブ連絡メールについて	P9
災害用伝言ダイヤル等の活用について	P10
学童クラブ緊急時連絡票について	P11

学童クラブについて

学童クラブは、保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても、仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための施設です。

練馬区立学童クラブは、令和5年4月から、児童館内(15クラブ)、地区区民館内(6クラブ)、厚生文化会館内(1クラブ)、小学校内(5クラブ)、その他(7クラブ)の34か所で運営します。また、令和5年度は52小学校内でねりっこ学童クラブを実施します。

学童クラブの一日の流れ

放課後

「ただいま〜！」の声から始まります

ランドセルを背負った子どもたちが学校から学童クラブに帰ってきます。一人ひとりの子どもの表情や会話、ご家庭からの連絡帳等により、子どもの状態を支援員が把握します。

「ねりまキッズ安心メール」で お知らせ！

カードを専用の機械にかざすと、到着と帰宅をメールでお知らせします。

詳しくは、パンフレットをご覧ください。



あそび

何してあそぼうかな？ あそびは学童クラブの生活の中心です。

異なる年齢の子どもたちが一緒に生活する場である学童クラブの特性を活かしながら、支援員のもとで一人ひとりしたいことをして過ごします。宿題に取り組む子どももいます。

おやつ (4時頃)

今日のおやつは何だろう？

みんなで食べるおやつは、子どもたちの大好きな時間です。果物や市販のお菓子等を提供します。子どもたちのリクエストを取り入れることもあります。

さよう なら！

今日も一日たのしかった！また、明日！

5時・6時に、方向別にまとまって帰ります。保護者のお迎えで帰る子もいます。委託・ねりっこ学童クラブは、午後7時まで延長保育を行っています。午後6時以降の延長保育を利用する場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。

※「新型コロナウイルス感染症対策と学童クラブ運営に関するガイドライン」に基づき、運営しています。

行事もあります

学童クラブでは、様々な楽しい行事を行っています。みんなで取り組むことによって、お互いを理解し合い、つながりを深めます。



練馬こどもまつり キャラクター
レインボー

学童クラブの概要

1 入会対象となる児童

以下の要件をともに満たす児童が対象です。

- (1) 練馬区内在住、または練馬区外在住で練馬区立小学校に通学していること
- (2) 学童クラブ入会基準に保護者、児童ともに該当していること
(詳しくは「令和5年度入会 練馬区立学童クラブ案内(P.7～9)」をご確認ください。)

2 保育日・保育時間

- (1) 保育日 月曜日～土曜日(国民の祝日、12月29日～1月3日を除きます)
- (2) 保育時間 月曜日～金曜日…放課後～午後6時
(夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時)
土曜日…午前9時～午後5時

3 保育料

児童一人あたり月額5,500円 (※同一の世帯で2人目以降の児童は、一人あたり月額4,500円)
毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります。
出席日数が少ない場合でも、日割り計算による減額にはなりませんのでご注意ください。

※ 支払方法

保育料のお支払は原則として「口座振替」をご利用いただくようお願いいたします。
保育料の納付期限は毎月末日です。末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です。
手続き方法については、「学童クラブ・ねりっプラス保育料の納付は口座振替をご利用ください」をご確認ください。入会承認通知書に同封し郵送しています。
口座振替をご利用できない方は、納付書による支払いとなります。
また、保育料の滞納がある場合は条例等に基づき、学童クラブに入会できなくなる場合や利用の停止を行う場合がありますのでご注意ください。

※ 免除制度

以下に該当する方は申請により、保育料が免除となる制度があります。
・生活保護受給世帯の方
・現年度住民税非課税世帯の方
「保育料免除申請書」は、入会承認通知書に同封し、全員に郵送しています。

- ・ 保育料の免除申請は年度ごとに申請が必要です。
- ・ 免除に該当する方でも免除申請書を提出されないと、免除になりません。
- ・ 保育料が免除となるのは、免除申請をした月からです。遡って免除にはなりません。
- ・ 令和4年度に保育料免除の承認を受けていた方で、令和5年度も引き続き免除を受けようとする場合には免除申請書をご提出ください(審査の結果、免除にならない場合があります)。

4 入会申請書等の内容に変更があった場合

入会后、以下の事項に変更があった場合は、学童クラブにご連絡のうえ「学童クラブ入会延長申請書兼変更届」等を提出してください。変更届は学童クラブに用意してあります。
必要な書類の提出がない場合は、入会の継続ができなくなる場合があります。

保護者氏名または児童氏名、住所、電話番号、家族状況、
保護者の保育を必要とする状況(保護者の雇用期間延長、転職、職場異動、産休)など

なお、学童クラブ入会基準(保護者の状況、児童の状況または両方)に該当しなくなった場合には、学童クラブに「退会届」を提出してください。

学童クラブの生活

1 学童クラブに入会する前に準備することは？

- ・ 自宅と学童クラブまでの道順、学校から学童クラブまでの通学路を親子で一緒に歩き、安全対策についてお子さんと話し合っておきましょう。
- ・ 自宅の鍵の管理や、開け閉めの仕方練習しておきましょう。
- ・ お子さんの持ち物には必ず名前を書いてください。
- ・ 事前に用意する物は、学童クラブごとに異なります。詳しくは各学童クラブからの案内を参照してください。



2 学童クラブを欠席、早退するときは？

- ・ 欠席・早退は、事前に連絡帳等で学童クラブにお知らせください。
当日の場合は、電話等で保護者の方から直接連絡をお願いします。欠席連絡がなく、お子さんが登室していない場合は、所在確認のため小学校や保護者の職場等に連絡することがあります。
- ・ 塾や習い事等の定例の欠席・早退は入会基準、お子さんの生活全体に関わることなので、事前に支援員にご相談ください。また、学童クラブを中抜けして習い事等に行き、学童クラブに再度登室することはできません。

※ 学童クラブの入会基準として、4週で16日以上のお出席が必要となります。

出席日数の基本的な考え方は、出席は1日、欠席は0日、午後5時より前の早退等は0.5日となります。

(詳しくは「令和5年度入会 練馬区立学童クラブ案内(P.10)」をご確認ください。)

3 保護者と支援員とのコミュニケーションは？

多くの学童クラブでは、「連絡帳」や「学童クラブだより」で、お子さんの様子をお伝えしています。また、保護者会や個人面談も行っています。お子さんに関するご相談がありましたら、連絡帳・電話等で遠慮なく支援員にお知らせください。

4 学童クラブへの行き帰りは？

1年生は、入学当初は集団下校があり、学童クラブまで登室します。それ以降は、クラスごとにまとまって登室するよう子どもたちに声かけをしています。

帰宅時は、方向別の集団でまとまって帰ります。しかし、出席状況によっては、途中から一人になってしまうこともありますので、可能であれば、できる限りお迎えをお願いいたします。

お迎えは、事前に学童クラブにお知らせ頂ければ、保護者以外の親族や友人等の方でも構いません。

また、子どもたちが方向別集団帰りをする午後5時・6時にお迎えに来ていただき、同じ方向に帰る他のお子さんと一緒に帰っていただくよう、ご協力いただければ幸いです。



5 給食のないときは？

学童クラブの出席日が学校休業日等で給食がないときは、お子さんにお弁当を持たせてください。飲物は、清涼飲料水やおやつに類する甘いものを避けていただくようお願いいたします。新1年生は入学式前の、4月1日から学童クラブに登室が可能となります。学校の給食が始まるまでは、毎日お弁当を持たせてください。



6 ケガをしたり具合が悪くなったりしたときは？

(1) 学童クラブでお子さんがケガをした場合

① 支援員の応急手当で対応可能、と判断した場合

支援員が応急手当を行い、経過観察するとともに、連絡帳等で保護者の方にお知らせします。

② 医療機関で受診の必要あり、と判断した場合

学童クラブで可能な範囲での応急手当を行ったうえで、保護者の方に連絡をとります。

ケガの程度や事故の状況を報告し、保護者の方にお迎えと医療機関の受診をお願いいたします。

保護者の方が同行できない場合や緊急を要する場合には、保育時間中に支援員が付き添い、直接医療機関を受診することがあります。

※近隣の専門診療科または救急病院で受診します。また、休診の場合には、医療機関案内センターに連絡をし、当日開業している医療機関を紹介してもらい受診します。

※受診できる医療機関が見つからない場合や、重傷等のため特に急を要する場合には、119番で救急車を呼び対応します。この場合、受診する医療機関は救急隊の判断に従います。

③ 保険について

事故の内容によっては、区で加入している保険(特別区自治体総合賠償責任保険)が適用される場合があります。ただし、お子さん自身が原因のケガや友人同士のケガ・物損事故等の場合には保険が適用されませんので、あらかじめご家庭等で保険加入などの対応をお願いいたします。

区加入の保険については、P7～8の「練馬区立学童クラブにおける保険制度等について」をご覧ください。

(2) 学童クラブでお子さんの具合が悪くなった場合

学童クラブの事務室や育成室等で、お子さんを安静にし、経過観察をします。

学童クラブには、医薬品の用意がありません。お子さんの具合によっては、保護者の方に連絡をしてお迎えをお願いすることがあります。

(3) 薬の服用について

原則として、個別にお子さんの薬を預かり投薬することはできません。あらかじめご了承ください。なお、お子さんが薬を持参し、ご自身で飲むことはできます。





1 災害時には？

地震・台風・火災等の災害時には、学童クラブを休室にすることがあります。その場合は、配布文書等で事前に連絡をさせていただきます。

また、不審者情報、激しい雷雨等、お子さんを一人で帰宅させることが危険な場合、お子さんのお迎えをお願いすることがあります。保護者の方等へ電話連絡、または「練馬区学童クラブ連絡メール」を送信させていただきます。

- ※ 保育時間中に大地震等の災害が発生した等の場合、「学童クラブ緊急時連絡票」に記載の方のお迎えがあるまで、お子さんをお預かりします。詳しくは、P11～12の「学童クラブ緊急時連絡票について」をご覧ください。
- ※ 保育時間外は、学童クラブでお子さんをお預かりすることはできません。小学校から学童クラブに対してお子さんの引き取り要請(訓練含む)があった場合、保護者の方へ連絡させていただくことがあります。

2 災害・防犯に関する緊急連絡は？

「保育中に災害等が起きた」「近隣に不審者情報があった」等の場合、以下の方法でお子さんの状況をお知らせいたします。電話・インターネット回線が使用できる範囲での情報伝達になります。複数の方法でのご確認をお願いいたします。

① 練馬区学童クラブ連絡メール(緊急一斉メール連絡網システム)

事前に利用登録をした方のメールアドレスに、学童クラブから災害時の安否情報や緊急連絡・不審者情報への対応を一斉にメールでお送りするシステムです。

緊急時の迅速な情報伝達のため、すべてのご家庭に登録していただくことを目指しています。登録のご協力をお願いします。詳しくは、P9「学童クラブ連絡メール(一斉メール連絡網システム)利用登録のお願い」をご覧ください。

② 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)

震度5弱以上の大震災が発生したなど、電話がつながりにくい状況になった場合にNTTが開設するシステムです。開設された場合は、各学童クラブより保護者全体に向けて伝言やメッセージを入力し、学童クラブ出席児童の保育状況等をお伝えします。詳しくは、P10「災害伝言ダイヤル等の活用について」をご覧ください。

③ 電話連絡

電話回線が利用可能な場合、①の練馬区学童クラブ連絡メールで連絡が取れなかった保護者には個別に電話連絡をします。

④ 施設玄関への張り紙

電話・インターネット回線が使用できない場合、施設玄関に安否確認の張り紙をします。

避難拠点等に避難する場合は、どこに避難しているのかも分かるように掲示します。

避難拠点、児童の引き渡しについては、P11～12の「学童クラブ緊急時連絡票について」をご確認ください。

3 学校感染症にかかったときは？

お子さんが学校感染症にかかったときは、速やかにお知らせください。学校に登校できるようになるまでは、学童クラブもお休みください。出席可能となった場合、治癒証明等は必要ありませんが事前にお知らせください。

お子さんが、とびひ・頭ジラミ等、他のお子さんに影響を及ぼす病気等にかかったときも同様に、速やかにお知らせください。

インフルエンザ等により学級閉鎖となった時は、感染の拡大防止という学級閉鎖の主旨を踏まえ、ご家庭での保育をお願いします。家庭での保育が難しい場合は、インフルエンザ等(新型コロナウイルスは除く)にかかっていない健康なお子さんに限り、学童クラブで保育することができます。

※お子さんや同居するご家族が新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、PCR検査を受ける場合は、速やかにお知らせください。

学校感染症とは

- (1) 1種学校感染症
鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症
- (2) 2種学校感染症
インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核、風疹(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、髄膜炎菌性髄膜炎
- (3) 3種学校感染症
腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ・細菌性赤痢、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)

※学校保健安全法の改訂があった場合は、その内容に沿って変更します。

4 アレルギー・既往症・持病について

アレルギー等はお子さんの生活に関わります。「学童クラブ緊急時連絡票」のアレルギーの有無の欄にご記入いただくとともに、学童クラブにお申し出ください。「アレルギーの状況調査票」「食物アレルギーの状況調査票」をお渡しますので、必要事項を記入し、指定する期日までにご提出ください。また、入会前に面談を実施させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。面談に基づき、提供するおやつや日常生活に配慮します。

5 個人情報の管理について

個人情報の取り扱いに十分留意し、収集・管理するよう努めています。

個人情報同意書をいただいてから、クラブだより等に氏名や写真を掲載いたします。お子さんが練馬区立小学校に通学している場合、小学校からの問い合わせに応じて、学童クラブの在籍児童名簿(学年・氏名等)を提供することがあります。あらかじめご了承ください。

保護者の皆様におかれましても、個人情報の取扱いにはご配慮くださいますようお願いいたします。

また、入学後、入会した学童クラブ名を担任の先生に必ずお伝えください。

6 ねりまキッズ安心メールをご利用できます

お子さんの入退室状況を、メールでお知らせするシステム(有料)をご利用できます。

利用登録は任意ですので、必要な方には、別途ご案内一式をお渡します。

※キッズ安心メールの登録の有無にかかわらず、お子さんが登室しない場合は、所在確認を行います。

練馬区立学童クラブにおける保険制度等について

学童クラブの運営中に発生した事故(ケガ)に対応するため、練馬区では特別区自治体総合賠償責任保険に加入しています。保険の対象となる事故、保険金は下記のとおりです。

なお、健康保険に加入している練馬区在住の中学3年生まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童の入院・通院医療費の自己負担分(保険診療の範囲内で自己負担する分)については、練馬区が助成しています。

1 特別区自治体総合賠償責任保険 賠償責任保険

(1) 対象となる事故

学童クラブ運営中発生した事故で、区の施設の瑕疵(きずや欠陥)、または区が行う業務遂行上の過失により賠償責任があると判断された場合に適用されます。

(2) 保険金の支払い対象

治療費、通院交通費等の治療関係費、慰謝料等

※保険会社にて賠償額を算定します。

※治療関係費については、通院交通費等の実費で、治療・療養に必要と認められる範囲で妥当な額が支払の対象となります。また、原則として明細書や領収書の提出が必要となります。

賠償責任について

この保険制度においては、被害者である児童(小学生)にはある程度の判断能力があると考えられるため、区施設に明らかな瑕疵(きず)があった場合、支援員(区職員)の明らかな過失により事故が発生した場合などに賠償責任があると判断されます。

そのため、「階段で足を滑らせ転倒した」「職員がその場にいなかったため注意できなかった」などにより負傷した場合、賠償責任があるとは判断されません。

2 特別区自治体総合賠償責任保険 補償保険(見舞金)

(1) 対象となる事故

学童クラブ運営中に区立施設(公園を含む)で発生した偶発的な事故によって、身体の傷害を被った場合に適用されます。適用については、その都度保険会社の審査により判断されます。

道路上における事故は補償保険の対象外となります。そのため遠足などの行事においては各学童クラブ単位で別途保険に加入する場合があります。

(2) 保険金

入院・通院の状況に応じて、保険会社から区を通じて支払われます。

3 ㊦医療証

練馬区在住の児童については、入院・通院医療費の自己負担分を練馬区が助成します。ただし、次の①～⑥の場合には自己負担分の支払が必要ですのでご了承ください。

- ① 入院・通院医療費の自己負担が生じる他自治体の児童が負傷した場合
- ② 助成対象外である薬の容器代等が生じた場合
- ③ 助成対象外である受診のための紹介料等が生じた場合
- ④ 未申請等で㊦医療証を持たない児童が負傷した場合
- ⑤ 東京都外の医療機関を受診した場合
- ⑥ 東京都外の国民健康保険組合(埼玉土建組合、医師国保組合等)に加入している児童が負傷した場合

※ ㊦医療証についてご不明な点がございましたら、練馬区子育て支援課児童手当係
TEL:5984-5824(直通)へお問い合わせください。

練馬区学童クラブ連絡メール

(緊急一斉メール連絡網システム)利用登録のお願い

練馬区立学童クラブでは、あらかじめ保護者の皆様が登録したアドレスに、学童クラブから緊急時(防災・防犯・緊急連絡等)にメールを送付する「練馬区学童クラブ連絡メール」を導入し、運用しています。



1 システムの概要

災害時の安否情報・緊急連絡などを、登録されたメールアドレスに配信します。

2 配信する主な情報

例) 本日△時△分に地震が発生しましたが、〇〇学童クラブに登室している児童は全員無事です。



災害対応

例) 現在、豪雨(雷雨)のため、5時以降に帰る児童について、帰宅を見合わせて、お預かりしています。



不審者情報対応

例) 本日△時△分に〇〇が発生しましたが、出席児童は全員学童クラブにてお預かりしています。今後の対応につきましては、追ってご連絡いたします。

など

3 登録について

入会後に配布する「〇〇〇〇学童クラブ 練馬区学童クラブ連絡メール 登録手順書兼学童クラブID通知書」をご覧のうえ、ご登録ください。

- 登録可能アドレス数 : 児童1名に対して2アドレスまで
- 登録料、利用料 : システムへの登録やシステム利用料はかかりません。
ただし、通信料は自己負担となります。

※例年4月中旬にメール配信訓練を行っています。配信訓練の対象は訓練前に登録された方となるため、お早目にご登録くださいますようお願いいたします。

災害用伝言ダイヤル等の活用について

災害用伝言ダイヤルは、震度5弱以上の大震災が発生したなど、電話がつながりにくい状況になった場合にNTTが開設するボイスメールシステムです。開設された場合は、各学童クラブが保護者全体に向けて伝言やメッセージを入力し、学童クラブ出席児童の保育状況等をお伝えします。

下記の利用案内に従ってご活用ください。ただし、保護者からの伝言やメッセージは入力をしていないよう、お願いします（伝言・メッセージが一定数を超えると、古いものから消去されてしまうため）。

災害用伝言ダイヤル（171）

・利用できる電話

一般加入電話（ダイヤル式・プッシュ式）、公衆電話、携帯電話などの電話から利用できます。

電話料金はかけた方の負担となります（避難所等に設置する特設公衆電話からの利用は無料）。

・利用方法

1 7 1をダイヤルし、案内に従って**2**をダイヤルするとメッセージを聞くことができます。

災害用伝言板（web171）

・利用方法

<https://www.web171.jp> へアクセスし、ホームページ上の指示に従ってください。

《伝言ダイヤル・伝言板どちらも》

〇〇〇〇学童クラブは、 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇 です

《体験利用》

NTTでは利用方法を事前に覚えることを目的に、次に掲げる日に体験利用することができます。

- ・毎月1日・15日 0:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日0:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

学童クラブで訓練を行う場合には事前にご連絡します。

体験利用の伝言の保存期間は、体験利用期間が終了するまでとなります。

備考

- ◎ いざという時に慌てないように、災害用伝言板のアドレスを携帯電話等に登録しておくとう安心です。
- ◎ 運営方法や利用方法は、NTTにより変更となる場合があります。

学童クラブ緊急時連絡票について

1 「学童クラブ緊急時連絡票」とは

- ① 日常のお迎えの引き渡し
- ② 児童の怪我・体調不良等で連絡が必要な時
- ③ 大地震等の災害発生時
- ④ その他、児童の安全確保のために、子育て支援課長が決定・指示した時

上記のような場合に、保護者等への連絡や、お子さんの引き渡し者の確認のために記入していただくものです。

保育時間中に、③④のような状況が発生した場合は、この連絡票に記載されている方のお迎えがあるまで、お子さんをお預かりします。

① 日常のお迎えの引き渡し

- ・原則として、連絡票に記載のない方には引き渡しを行いません。記載のない方がお迎えに見えた場合は、確認を取らせていただく場合があります。
- ・連絡票に記載のない方がお迎えに来る場合は、事前に連絡帳か電話でご連絡ください。

② 児童の怪我・体調不良等で連絡が必要な時

- ・緊急連絡先の連絡順位に従ってご連絡します。お子さんの状況によっては、お迎えをお願いする場合もあります。
- ・怪我等により、緊急で医療機関を受診する場合は、連絡票裏面の「受診時参考情報」を医療機関に提示します。健康保険証・医療証は、医療機関の指示に従い後日ご提示ください。

③ 大地震等の災害発生時

《お子さんの引渡しの方法》

お子さんを引き渡す際には、連絡票に記載されている方であることを確認したうえで引き渡しを行います。

《お子さんの引渡し場所》

- ・学童クラブまたは避難拠点で引き渡しを行います。避難拠点は以下のとおりです。
- ・災害当日は通信障害なども予想されるため、具体的な引き渡し場所を指定できない場合が考えられます。事前に以下の避難拠点について場所の確認をお願いします。
- ・学童クラブから避難拠点への避難誘導中は、危険回避のため、原則としてお子さんの引き渡しは行いません。

避難拠点 小・中学校

※学童クラブ保育時間中に大地震等の災害が発生し、練馬区長から避難の勧告・指示が出された場合は、お子さんは上記の場所に避難します。

2 「学童クラブ緊急時連絡票」記入上のお願い

- ・緊急時連絡票は、学童クラブ入会時に作成します。記載内容に変更が生じたときには、速やかに学童クラブにご連絡ください。
- ・この緊急時連絡票は学童クラブ専用です。小学校の引き渡し連絡票と異なります。お間違えないようお願いいたします。
- ・「お迎えに来られる方」の欄は、保護者以外（原則18歳以上）で引き取りが可能な方をご記入ください。交通機関が使えることも考慮に入れてください。必ずしも4名の方を記入する必要はありません。
- ・「お迎えに来られる方」欄に記入する場合には、その方にこの趣旨を説明し、了承いただいたうえでご記入ください。
- ・お子さんには、迎えに来るのが誰かをあらかじめご家庭でお話しておいてください。

3 注意事項

災害時対応として、小学校で保護者によるお子さんの引き取り連絡があった場合、学童クラブが保護者の代わりにお子さんを引き取ることはできません。引き取り訓練の時も同様です。あらかじめご了承ください。

[ご 家 庭 控 え]

		氏名・フリガナ	続柄	保育時間中の連絡先	連絡順位
緊急 連絡先	保護者			携帯 ()	
				勤務先名称 所在地 電話 ()	
	保護者			携帯 ()	
				勤務先名称 所在地 電話 ()	
	その他			携帯 ()	
				住所 電話 ()	
緊急連絡先 の方以外で お迎えに 来られる方			携帯 ()		
			住所 電話 ()		
			携帯 ()		
			住所 電話 ()		
			携帯 ()		
			住所 電話 ()		